

別冊「平成16年8月現在・新旧対照表」

頁	行	旧	新	備考
2	19	平成 14 年度	平成 15 年度	
2	19	<u>補正後予算</u>	<u>当初予算</u>	
2	19	約1兆7千4百億円	約1兆7千3百億円	
2	21	平成 14 年度 <u>補正後予算</u> で約 3.7%	平成 15 年度 <u>当初予算</u> で約 4.0%	
10	32	外国から日本国内へ～輸入する酒類	外国から日本国内へ～輸入する酒類(商業目的は適用不可(関税定率法第3条の2第2項第3号))	
10	37	郵便で輸入される酒類	郵便で輸入される酒類は申告不要(関税法第76条第1項)	
13	32	(注)財務大臣が重要基準を定める場合には、 <u>国税審議会に諮る必要があります。</u>	(注)重要基準については、「 <u>酒類の表示の基準における重要基準を定める件</u> 」(平成 15.12.19 国税庁告示第 15 号)に定められています。	
14	33	清酒の製法品質表示基準(平成元.11.22 国税庁告示第 8 号)	別添2(研修通信第1号付録1と同一)	
17	9	(3) 事業者は、未成年者の飲酒防止に資するため、～となっています。	(3) 事業者は、未成年者の飲酒防止に資するため、～となっています。なお、「 <u>年齢の確認その他の必要な措置</u> 」としては、例えば、下記のようなものが考えられます。 _____ <u>未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底</u> _____ <u>特に夜間における未成年者の酒類購入を責任を持って防止できる者を配置するなど販売体制の整備</u> _____ <u>未成年者が酒類を清涼飲料水と誤認して購入しないよう、酒類、特に清涼飲料的な酒類と清涼飲料水との分離陳列の実施</u> _____ <u>未成年者のアクセスを防止す</u>	

			<p>るよう改良された酒類自動販売機(以下「改良型酒類自動販売機」という。)以外の酒類自動販売機の徹底及び設置した改良型酒類自動販売機の適切な管理</p> <p>カタログ販売やインターネット販売等の通信販売形態で酒類を取り扱う場合における未成年者飲酒防止の注意喚起及び申込者の年齢記載・年齢確認の徹底</p> <p>ポスターの掲示などによる未成年者飲酒防止の注意喚起</p> <p>アルコール飲料としての酒類の特性、特に未成年者の心身に対する悪影響及び未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施</p>	
17	22	6月以下の懲役又は罰金	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
20	2	平成14年4月	平成15年4月	
20		約6万4千台	約5万4千台	
20	4	約35%	約29%	
22	31	<p>イ 差別対価</p> <p>販売地域屋取引の相手方によって同一の商品やサービスの価格に差をつけたり、取引条件などの差別を不当に行った場合には違法となります。「不当に」というのは、価格などに差を設けて積極的に競争者を市場から排除したり、取引の相手方を不利な立場に追いやったりする目的あるいは効果を伴うような場合をいいます。</p>	<p>イ 差別対価</p> <p>有力な事業者(メーカー、卸売業者)が同一の商品について、取引価格等について合理的な理由なく差別的な取扱いをし、差別を受ける相手方の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより公正な競争秩序に悪影響を与える場合は、独占禁止法上問題となります。</p>	全文差換え
23	2	商品を不当に安い価格で販	正当な理由なく商品を供給に要す	

		売し、	る費用を著しく下回る対価で継続して販売し、	
23	7	八 不当な利益による顧客誘引	八 欺まんの顧客誘引・不当な利益による顧客誘引	
26	7	(新規追加)	<u>「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)</u>	
33	7	食品衛生法第 <u>3</u> 条	食品衛生法第 <u>5</u> 条	
33	12	食品衛生法第 <u>4</u> 条	食品衛生法第 <u>6</u> 条	
33	27	食品衛生法第 <u>22</u> 条及び第 <u>23</u> 条	食品衛生法第 <u>54</u> 条及び第 <u>55</u> 条	
33	30	食品衛生法第 <u>1</u> 条の <u>3</u>	食品衛生法第 <u>3</u> 条	
34	6	食品衛生法第 <u>11</u> 条	食品衛生法第 <u>19</u> 条	
34	12	(施行規則第 <u>5</u> 条)	(施行規則第 <u>21</u> 条)	
34	14	(賞味期限)	(消費期限又は賞味期限)	
34	22	「消費期限又は品質保持期限(賞味期限)」の～	「消費期限又は賞味期限」の～	
36	22	～指定されている <u>28</u> 品目	～指定されている <u>29</u> 品目	
37	33	「定期検査済合格証印」	「定期検査済証印」	
38	24	いわゆる「 <u>DV防止法</u> 」	いわゆる「 <u>配偶者暴力防止法</u> 」	
38	32	(道路占有許可)	(道路占用許可)	
38	36	(注)道路占有許可は、	(注)道路占用許可は、	
39	21	価格	<u>販売価格(販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料)</u>	
39	33	(新規追加)	<u>電子メール等により広告するときは販売業者の電子メールアドレス</u>	
39	33	(新規追加)	<u>相手方の請求・承諾に基づかないで電子メールにより広告するときはその旨</u>	
39	33	(新規追加)	<u>電子メール等により広告するときは、相手方が電子メール等により広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法</u>	

39	37	(法第 12 条の2)	(法第 12 条の3)	
39	42	～ 旨を書面又は電子メール等に	～ 旨を書面(相手方の承諾を得たときは電子メール等)に	
40	28	～を(350m)1～2本相当	～を(350m)1～2本、日本酒では1合(180m)相当	
41	35	□ 神経障害その他の障害	□ 慢性影響による障害	
73	11	平成 12 年度	平成 14 年度	(平成 14 年9月の酒類販売業等に関する懇談会のとりまとめであるため、本文訂正はできませんが、参考として数字を掲げました。)
73	12	実数ベース 95.5	94.0	
73	12	(4.5、4.5%減)	(6.0、6.0%減)	
73	16	成人人口 99,678 千人	100,735 千人	
73	16	平成 13 年3月	平成 15 年3月	
73	17	(3,631 千人、3.8%増)	(4,688 千人、4.9%増)	
73	18	消費量 9,520 千 k	9,471 千 k	
73	19	(83 千 k、0.9%減)	(132 千 k、1.4%減)	
73	21	平成 12 年度	平成 14 年度	
73	22	清酒 977 千 k	889 千 k	
73	23	58%	53%	
73	24	ビール 5,185 千 k	4,135 千 k	
73	24	5年間で 23%減少	6年間で 38%減少	
73	25	果実酒 266 千 k	259 千 k	
73	25	5年間で約2倍	6年間で約 1.8 倍	
73	26	リキュール類 381 千 k	542 千 k	
73	26	5年間で約2倍	6年間で約 2.4 倍	
73	27	発泡酒 1,574 千 k	2,475 千 k	
73	27	5年間で約8倍	6年間で約 12.7 倍	
86	全	「酒類販売業等に関する懇談会」名簿(全部差換え)	別添1	
95～97	全	清酒の製法品質表示基準(概要)(全部差換え)	別添2(研修通信第1号付録1と同一)	
103	9	さらに、平成 13 年 12 月 12 日に未成年者飲酒禁止法が改正され、「営業者であってその業態上酒類を販売又は供与する者は、未成年者の飲酒の防止に資するため、年	平成 15 年5月に酒類業組合法が改正され、同年9月からは、酒類小売販売場における適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者に対し、販売場ごと	

		<p>齡の確認その他の必要な措置を講じるものとする」旨の規定が追加されたことを受け、警察庁及び厚生労働省と共同して、各関係団体に対して、その周知及び強力な推進を指導しました。</p>	<p>に酒類販売管理者の選任を義務付け、従業員が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守して業務を実施するために必要な助言・指導を行わせるとともに、当該販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければならないこととしました。</p>	
103	19	<p>(2) 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名並びに、連絡先の所在地及び電話番号</p>	<p>(2) 管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号(15年9月以降は、免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名並びに連絡先の所在地及び電話番号を表示するよう改正)</p>	
104	29	<p>(新規追加)</p>	<p>4 酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け(平成15年9月～)</p>	
119	全	<p>16 不当表示の禁止(概要) (全部差換え)</p>	<p>別添3</p>	
141	全	<p>27 きき酒用語(1)清酒 (全部差換え)</p>	<p>別添4</p>	
142	全	<p>27 きき酒用語(2)しょうちゅう乙類 (全部差換え)</p>	<p>別添4</p>	
143	全	<p>27 きき酒用語(3)ワイン (全部差換え)</p>	<p>別添4</p>	
146	全	<p>30 酒類の課税数量の推移(国税局分及び税関分の合計) (全部差換え)</p>	<p>別添5</p>	
147	全	<p>31 酒類の輸入数量の推移 (全部差換え)</p>	<p>別添6</p>	
150	全	<p>34 酒類業組合等構成図表 (全部差換え)</p>	<p>別添7</p>	

別添1

「酒類販売業等に関する懇談会」名簿

(敬称略)

(座長)	奥村洋彦	学習院大学経済学部教授
	跡田直澄	慶應義塾大学商学部教授
	井岸松根	社団法人日本加工食品卸協会専務理事
	宇賀克也	東京大学法学部教授
	岡本勝	広島大学総合科学部教授
	神崎宣武	民俗学者
	小宮信夫	立正大学文学部助教授 (平成16年3月24日~)
	須磨佳津江	キャスター
	田嶋尚子	東京慈恵会医科大学内科学講座主任教授 (平成16年3月24日~)
(座長代理)	田中利見	上智大学経済学部教授
	寺沢利雄	財団法人流通経済研究所専務理事
	本間千枝子	随筆家・前三鷹市教育委員会教育委員長
	水谷研治	中京大学大学院教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	矢島正見	中央大学文学部教授 (平成16年3月24日~)
	山下友信	東京大学法学部教授

【懇談会の開催実績】

- [第1回]平成13年12月19日
(酒類(業)の特性、酒類販売(業)の現状等(国税庁より説明))
- [第2回]平成14年1月30日
(酒類(業)の特性、酒類販売(業)の現状等(国税庁より説明))
- [第3回]平成14年2月6日
(関係業界(全国小売酒販組合中央会、(社)日本フランチャイズチェーン協会、日本チェーンストア協会)からのヒアリング)
- [第4回]平成14年2月19日
(関係省庁(警察庁、厚生労働省、公正取引委員会)からヒアリング)
- [第5回]平成14年3月15日

- (これまでの議論の整理)
- [第6回]平成14年3月27日
(これまでの議論の整理)
- [第7回]平成14年5月14日～[第9回]平成14年7月17日
(フリー・ディスカッション)
- [第10回]平成14年9月6日
(取りまとめ)
- [第11回]平成16年2月24日
(懇談会再開の趣旨及び経緯、酒類業を巡る状況等(国税庁より説明))
- [第12回]平成16年3月24日
(酒類業界・酒類行政の現状と前回の取りまとめの対応状況、今後のヒアリング事項等(国税庁より説明))
- [第13回]平成16年4月2日
(酒類と青少年問題についてヒアリング)
- [第14回]平成16年4月21日
(酒類と健康・疾病問題についてヒアリング)
- [第15回]平成16年5月12日
(酒類業とコミュニティのあり方等についてヒアリング)
- [第16回]平成16年5月19日
(望ましい酒類の販売方法のあり方等についてヒアリング)
- [第17回]平成16年5月31日
(望ましい酒類の販売方法のあり方等についてヒアリング)
- [第18回]平成16年6月8日
(関係業界(全国卸売酒販組合中央会、日本チェーンストア協会、(社)日本ワ
ンサイズチェーン協会、全国小売酒販組合中央会)からのヒアリング)
- [第19回]平成16年6月22日
(関係業界(日本酒造組合中央会、日本蒸留酒組合中央会、ビール酒造組合、
日本洋酒酒造組合)からのヒアリング)
- [第20回]平成16年7月5日
(これまでの議論の整理及び主要国における実態調査等(国税庁より説明))

別添2

(下線の引いてある部分は、平成 15 年 10 月改正された部分です。)

1 特定名称の清酒の表示

特定名称の清酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、それぞれ所定の要件に該当するものにその名称を表示することができます。

なお、特別名称は、原料、製造方法等の違いによって 8 種類に分類されます。

特定名称	使用原料	精米歩合	こうじ米 使用割合 (新設)	香味等の要件
ぎんじょうしゅ 吟醸酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	60%以下	<u>15%以上</u>	吟醸造り、固有の香味、 色沢が良好
だいきんじょうしゅ 大吟醸酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	50%以下	<u>15%以上</u>	吟醸造り、固有の香味、 色沢が特に良好
じゅんまいしゅ 純米酒	米、米こうじ	—	<u>15%以上</u>	香味、色沢が良好
じゅんまいぎんじょうしゅ 純米吟醸酒	米、米こうじ	60%以下	<u>15%以上</u>	吟醸造り、固有の香味、 色沢が良好
じゅんまいだいきんじょうしゅ 純米大吟醸酒	米、米こうじ	50%以下	<u>15%以上</u>	吟醸造り、固有の香味、 色沢が特に良好
とくべつじゅんまいしゅ 特別純米酒	米、米こうじ	60%以下又は特別な製造方法 (要説明表示)	<u>15%以上</u>	香味、色沢が特に良好
ほんじょうぞうしゅ 本醸造酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	70%以下	<u>15%以上</u>	香味、色沢が良好
とくべつほんじょうぞうしゅ 特別本醸造酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	60%以下又は特別な製造方法 (要説明表示)	<u>15%以上</u>	香味、色沢が特に良好

精米歩合とは

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合をいいます。精米歩合 60%というときには、玄米の表層部を 40%削り取ることをいいます。

米の胚芽や表層部には、たんぱく質、脂肪、灰分、ビタミンなどが多く含まれ、これらの成分は、清酒の製造に必要な成分ですが、多過ぎると清酒の香りや味を悪くしますので、米を清酒の原料として使うときは、精米によってこれらの成分を少なくした白米を使います。ちなみに、一般家庭で食べている米は、精米歩合 92%程度の白米（玄米の表層部を 8%程度削り取る。）ですが、清酒の原料とする米は、精米歩合 75%以下の白米が多く用いられています。特に、特定名称の清酒に使用する白米は、農産物検査法によって、3等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものに限られています。

こうじ米とは

こうじ米とは、米こうじ（白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のでんぷんを糖化させることができるもの）の製造に使用する白米をいいます。

なお、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいいます。）が、15%以上のものに限られています。

醸造アルコールとは

醸造アルコールとは、でんぷん質物や含糖質物から醸造されたアルコールをいいます。

もろみにアルコールを適量添加すると、香りが高く、「スッキリした味」となります。さらに、アルコールの添加には、清酒の香味を劣化させる乳酸菌（火落菌）の増殖を防止するという効果もあります。

吟醸酒や本醸造酒に使用できる醸造アルコールの量は、白米の重量の10%以下に制限されています。

吟醸造りとは

吟醸造りとは、吟味して醸造することをいい、伝統的に、よりよく精米した白米を低温でゆっくり発酵させ、かすの割合を高くして、特有な芳香（吟香）を有するように醸造することをいいます。

吟醸酒は、吟醸造り専用の優良酵母、原料米の処理、発酵の管理からびん詰・出荷に至るまでの高度に完成された吟醸造り技術の開発普及により商品化が可能となったものです。

2 必要記載事項の表示

清酒には、次の事項を、原則として8ポイントの活字以上の大きさの日本文字で表示することになっています。

(1) 原材料名

使用した原材料を使用量の多い順に記載します。

なお、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示します。

例えば、本醸造酒であれば次のように記載します。

原材料名	米、米こうじ、醸造アルコール
精米歩合	68%

(2) 製造時期

次のいずれかの方法で記載します。

製造年月	平成 15 年 10 月
------	--------------

製造年月	15.10
------	-------

製造年月	2003.10
------	---------

製造年月	03.10
------	-------

なお、保税地域から引き取る清酒で製造時期が不明なものについては、製造時期に代えて輸入年月を「輸入年月」の文字の後に表示してもよいことになっています。

また、容器の容量が 300ml 以下の場合には、「年月」の文字を省略してもよいことになっています。

(3) 保存又は飲用上の注意事項

生酒のように製成後一切加熱処理をしないで出荷する清酒には、保存若しくは飲用上の注意事項を記載します。

(参考) 生酒、生貯蔵酒以外の清酒は、通常、製成後、貯蔵する前と出荷する前の 2 回加熱処理をしています。

(4) 原産国名

輸入品の場合に記載します。

(5) 外国産清酒を使用したものの表示

国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、その外国産清酒の原産国名及び使用割合を記載します。

なお、使用割合については、10%の幅をもって記載してもよいことになっています。

以上のほか、次の事項も必ず表示するよう清酒製造者に表示義務が課されています。

製造者の氏名又は名称

製造場の所在地（記号で表示してもよいことになっています。）

容器の容量

清酒（「日本酒」と表示してもよいことになっています。）

アルコール分

3 任意記載事項の表示

次に掲げる事項は、それぞれの要件に該当する場合に表示することができます。

(1) 原料米の品種名

表示しようとする原料米の使用割合が 50%を超えている場合に、使用割合と併せて、例えば、山田錦 100%と表示できます。

(2) 清酒の産地名

その清酒の全部がその産地で醸造されたものである場合に表示できます。したがって、産地が異なるものをブレンドした清酒には産地名を表示できません。

(3) 貯蔵年数

1 年以上貯蔵した清酒に、1 年未満の端数を切り捨てた年数を表示できます。

(4) 原酒

製成後、水を加えてアルコール分などを調整しない清酒に表示できます。

なお、仕込みごとに若干異なるアルコール分を調整するため、アルコール分 1%未満の範囲内で加水調整することは、差し支えないことになっています。

(5) 生酒

製成後、一切加熱処理をしない清酒に表示できます。

(6) 生貯蔵酒

製成後、加熱処理をしないで貯蔵し、出荷の際に加熱処理した清酒に表示できます。

(7) 生一本

ひとつの製造場だけで醸造した純米酒に表示できます。

(8) 樽酒

木製の樽で貯蔵し、木香のついた清酒に表示できます。

なお、販売する時点で、木製の容器に収容されているかは問いません。

(9) 「極上」、「優良」、「高級」等品質が優れている印象を与える用語

自社に同一の種別又は銘柄の清酒が複数ある場合に、品質が優れているものに表示できます（使用原材料等から客観的に説明できる場合に限ります。）

なお、これらの用語は、自社の清酒のランク付けとして使用できるもので、他社の清酒と比較するために使用することはできません。

(10) 受賞の記述

国、地方公共団体等公的機関から受賞した場合に、その清酒に表示できます。

上記以外の事項については、事実に基づき別途説明表示する場合に限り表示しても差し支えないことになっています。

4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはいけません。

(1) 清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語

(2) 官公庁御用達又はこれに類似する用語

(3) 特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語

ただし、特定名称に類似する用語の表示の近接する場所に、原則として8ポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えありません。

なお、この説明表示は、消費者の商品選択に資するために設けられたものですので、8ポイントの活字以上の大きさで表示してあればそれでよいということではなく、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者の方が特定名称の清酒に該当しないと明確に分かる大きさの文字とする必要があります。

例えば、純米酒の製法品質の要件に該当しない清酒に、純米酒に類似する用語(例:「米だけの酒」)を表示する場合には、次のように純米酒に該当しないことが明確に分かる説明表示をしなければなりません。

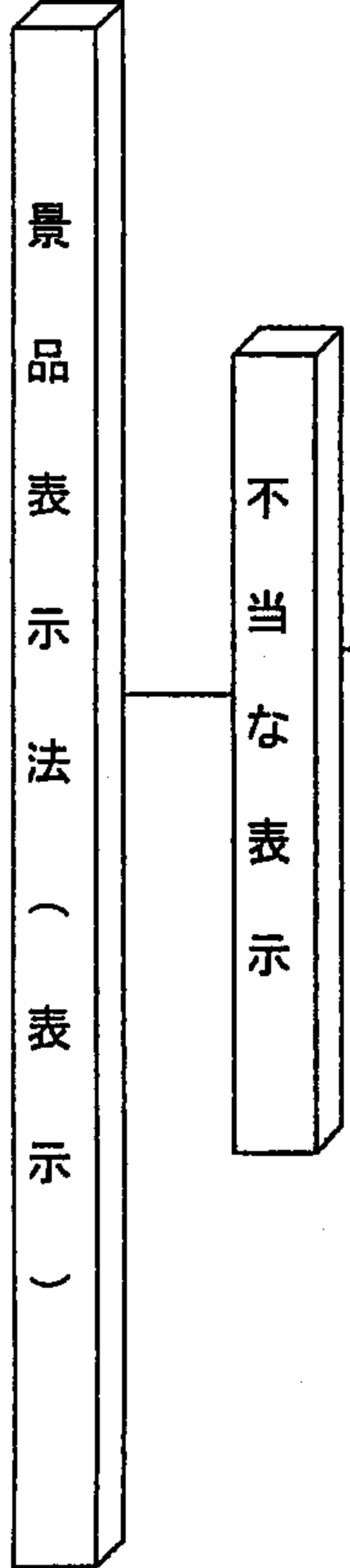
純米酒ではありません。

米だけの酒

酒類の表示基準については、国税庁のホームページでご覧になれます。

URL <http://www.nta.go.jp/>

16 不当表示の禁止（概要）



4条1項1号 商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
 - 例 1. セーターの実際のカシミア混用率が80%前後にもかかわらず「カシミア100%」と表示した場合
 - 2. 10万キロ以上走行した車に「3万5千キロ走行」と表示した場合
 - 3. 中国で製造された商品に「伝統的工芸品」と表示した場合
- ② 内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

例 「この新技術は日本で当社だけ」と広告したが、実際は競争事業者でも同じ技術を使っていた場合

4条2項 公正取引委員会は、商品の内容（効果、性能等）について著しく優良であると示す表示（4条1項1号）に該当するか否か判断する必要がある場合に期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。
⇒ 事業者が求められた資料を提出しない場合には、当該表示は、不当表示とみなされる。

4条1項2号 商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

- ① 取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
 - 例 1. 優待旅行ではないのに優待旅行と表示した場合
 - 2. 当選者が契約できるものについて当選本数を100本と告知しているが応募者全員を当選者としている場合
- ② 取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

不当な価格表示についての景品表示法上の考え方 （平成12年公正取引委員会）

不当な二重価格表示の例
 実際の価格が6,000円程度のものを5,000円で販売するときに「市価10,000円の品5,000円で提供」、「市価の半額」と表示する場合等
 （注）二重価格表示とは、小売業者が商品について実際に販売する価格（実売価格）にこれよりも高い価格を併記するなど何らかの方法により実売価格に比較対照価格を付すこと。

4条1項3号 商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ公正取引委員会が指定する表示

- 現在指定されているもの
- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示 （昭和48年公取委告示第4号）
 - ② 商品の原産国に関する不当な表示 （昭和48年公取委告示第34号）
 - ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示 （昭和55年公取委告示第13号）
 - ④ 不動産のおとり広告に関する表示 （昭和55年公取委告示第14号）
 - ⑤ おとり広告に関する表示 （平成5年公取委告示第17号）
 - ⑥ 有料老人ホーム等に関する不当な表示 （平成16年公取委告示第3号）

別添4

27 きき酒用語

(1)清酒

区分	評価	用語	内容
色沢	悪い	色濃い	加熱・過熟により度を越えて着色している状態。
		濁り	明澄さが無い状態。
香り	良い	新酒香	新酒特有の若い香り、麴ばなともいう。
		吟醸香	吟醸酒にみられる華やかな果実様の香り。
		熟成香	熟成したバランスの良い香り。
		樽香	木製容器貯蔵により生じる良い香り。
		調和	上立ち香と含み香の調和がよい。
	悪い	老香	熟成により欠点として表れる臭い。
		生老香	生酒の劣化した臭い。
		アセトアルデヒド臭	アセトアルデヒドの刺激的な臭い。
		ジアセチル臭	ジアセチル(ダイアセチル)の臭い。
		ろ過臭	ろ剤又はろ過助剤に起因する等ろ過工程でついたと思われる異臭。紙臭を含む。
		酢エチ臭	酢酸エチルの刺激を伴う臭い。セメダイン様の臭い。
		カビ臭	カビの臭い。
		酸臭	酢酸、酪酸等の揮発性有機酸の臭い。
		味	良い
なめらか	味の調和がとれていてバランスが良い。角がない。		
切れが良い	味のまとまりとキレが良い。		
旨味ある	味の濃さ、後味が力強く好ましい余韻が残る。		
濃醇	味が濃く、よく調和して上品である。		
悪い	うすい		味がうすく物足りない。
	雑味		が多すぎてきたなく上品さに欠ける。
	渋味		口中に渋味が残る。
	苦味		口中に苦味が残る。
	酸うく		酸味が浮き、目立つ。
	甘うく		甘味が強く不調和である。酸味がうすく、甘味が浮いて味にしまりが無い。

(2)しょうちゅう乙類

区分	評価	用語	内容
香	良い	熟成香	熟成によるバニラ香。
		樽香	木製容器貯蔵により生じる良い香り。
		華やか	減圧蒸留による華やかなエステル類の香りが豊かである。
		芳醇	常圧蒸留による原料由来の芳ばしいエステル類の香りが豊かである。
		上品	香りがおだやかで整っている。
	悪い	ガス臭	常圧蒸留等で蒸留直後に感じられる硫化臭様の特有の臭い。
		初留臭	初留に多くでるアセトアルデヒド、エステルを主とする低沸点成分の臭い。
		未だれ臭	蒸留の末期に出てくる臭い。蒸留の際に炭水化物の加熱分解により製成するフルフラール等が蒸留方法・操作の不適正さによって過剰に製成されることによる欠点。
		油臭	油性物質が酸化した臭い。
		コゲ臭	焦げた臭い。
		酸臭	酢酸・酪酸等の揮発酸の臭い。
		ろ過臭	ろ紙、ろ剤又はろ過助剤に起因する臭い。又はろ過工程でついたと思われる異臭。
		アルコール臭	アルコール成分そのものの臭いが目立つ。香り成分が少ないときに多い。
		エステル臭	過度なエステルの臭い。
		ジアセチル臭	ジアセチル(ダイアセチル)の臭い。
		ヤニ臭	芋のヤニに起因する臭い。
		原料不良	低品質の原料に由来する臭い。
		容器臭	樹脂容器、不良の木樽に起因する臭い。
		アルデヒド臭	主にアセトアルデヒドの刺激的な臭い。
		カビ臭	カビの臭い。
味	良い	きれい	味が上品であり、キレが良い、軽快な味。
		なめらか	味の調和がとれていてバランスが良い。角がない。
		濃醇	味が濃く、調和している。後味が力強く好ましい。
		適度な甘味	ほのかに感じる甘味が味に丸みを与え良い。
	悪い	うすい	味がうすく又は平凡で物足りない。
		辛い	味の辛味が目立つ。
		渋味	口の中に渋味が残る。
		苦味	口の中に苦味が残る。
		雑味	味が多すぎて上品さに欠ける。
		重い	味が鈍重ですっきりしない。

(3)ワイン

区分	評価	用語	内容
色 沢	良い	鮮やか	色が鮮やかできれい。
		明澄な	濁りがなく透き通った状態。
		光沢ある	テリがよい。
	悪い	くすんだ	透明度が悪く、曇った状態。
		濁り	澱のような浮遊物が見える状態。
		褐変	酸化により褐色に変化した色。
香 り	良い	第1アロマ	ぶどうの品種等に由来する香り。果実香ともいう。
		第2アロマ	酵母のアルコール発酵、乳酸菌のマロラクティック発酵によって生じる香気成分。
		ブーケ	樽香も含む熟成香、エステル形成等複雑な反応でつくられる香り。
	悪い	くき臭	ぶどうの茎(梗)に起因する臭、赤ワインに多い。
		亜硫酸臭	過剰な亜硫酸量による、つんと鼻を刺す臭い。
		硫黄臭	ゆで卵のような硫化水素の刺激臭。
		酵母臭	酵母が自己消化した不快な臭い。
		酸臭	主に酢酸又は酪酸の揮発酸の臭い。
		ジアセチル臭	ジアセチル(ダイアセチル)の臭い。
		産膜臭	産膜酵母が産生する不快な臭い。汚染の初期にはアルデヒド臭、汚染の進行に伴い酢エチ臭となる。
		酸化臭	酸化により、生成する不快な臭い。
		コルク臭	不良コルクから由来するカビ臭又は木香とほこり臭の混じった臭い。
		樽くせ	手入れの悪い樽を使用した時に付く臭い。
		味	良い
調和	味の調和がとれていてバランスがよい。		
悪い	うすい		味がうすく物足りない。
	単調		味が平凡で物足りない。
	酸不足		酸が少なすぎるため、平板でしまりのない味。
	甘うく		甘味が浮き、目立つ。
	酸うく		酸味が浮き、目立つ。
	渋味うく		渋味が浮き、目立つ。
苦味	口中に苦味が残る。		

別添5 30 酒類の課税数量の推移（国税局分及び税関分の合計）

種類別		年度							
		平 5	10	13	14	15	対5年度比	対10年度比	
		KL	KL	KL	KL	KL	%	%	
清 酒		1,421,525	1,093,723	949,360	897,671	841,631	59.2	77.0	
合 成 清 酒		42,463	55,007	64,146	67,250	64,275	151.4	116.8	
しち よゆ う	甲 類	367,335	400,155	479,103	482,925	511,422	139.2	127.8	
	乙 類	289,337	330,751	367,892	395,007	470,593	162.6	142.3	
	計	656,668	730,909	846,998	877,932	982,015	149.5	134.4	
み り ん		92,567	109,709	106,784	106,653	108,517	117.2	98.9	
ビ ール		7,015,224	6,164,792	4,807,775	4,299,056	3,955,480	56.4	64.2	
果酒 実類	果 実 酒	115,638	369,879	259,156	269,665	247,994	214.5	67.0	
	甘味果実酒	12,131	14,729	13,438	10,048	8,287	68.3	56.3	
	計	127,768	384,603	272,589	279,715	256,284	200.6	66.6	
ウキ イ ス類	ウイスキー	185,600	135,704	112,234	105,684	96,664	52.1	71.2	
	ブランデー	39,791	24,750	17,845	14,898	13,380	33.6	54.1	
	計	225,389	160,457	130,081	120,581	110,046	48.8	68.6	
スピリッツ類		31,456	23,625	30,180	29,224	52,391	166.6	221.8	
リキュール類		167,983	287,343	500,167	587,000	614,713	365.9	213.9	
雑酒	発 泡 酒	2,016	1,074,734	2,385,059	2,645,677	2,526,828	125,338.7	235.1	
	粉 末 酒	9,270	9,867	11,219	11,977	54,226	585.0	549.6	
	その他の雑酒								
	計	11,287	1,084,602	2,396,277	2,657,654	2,581,054	22,867.5	238.0	
合 計		9,792,349	10,094,768	10,104,360	9,922,747	9,566,403	97.7	94.8	

(注) 15年度は速報値である。

別添6

31 酒類の輸入数量の推移

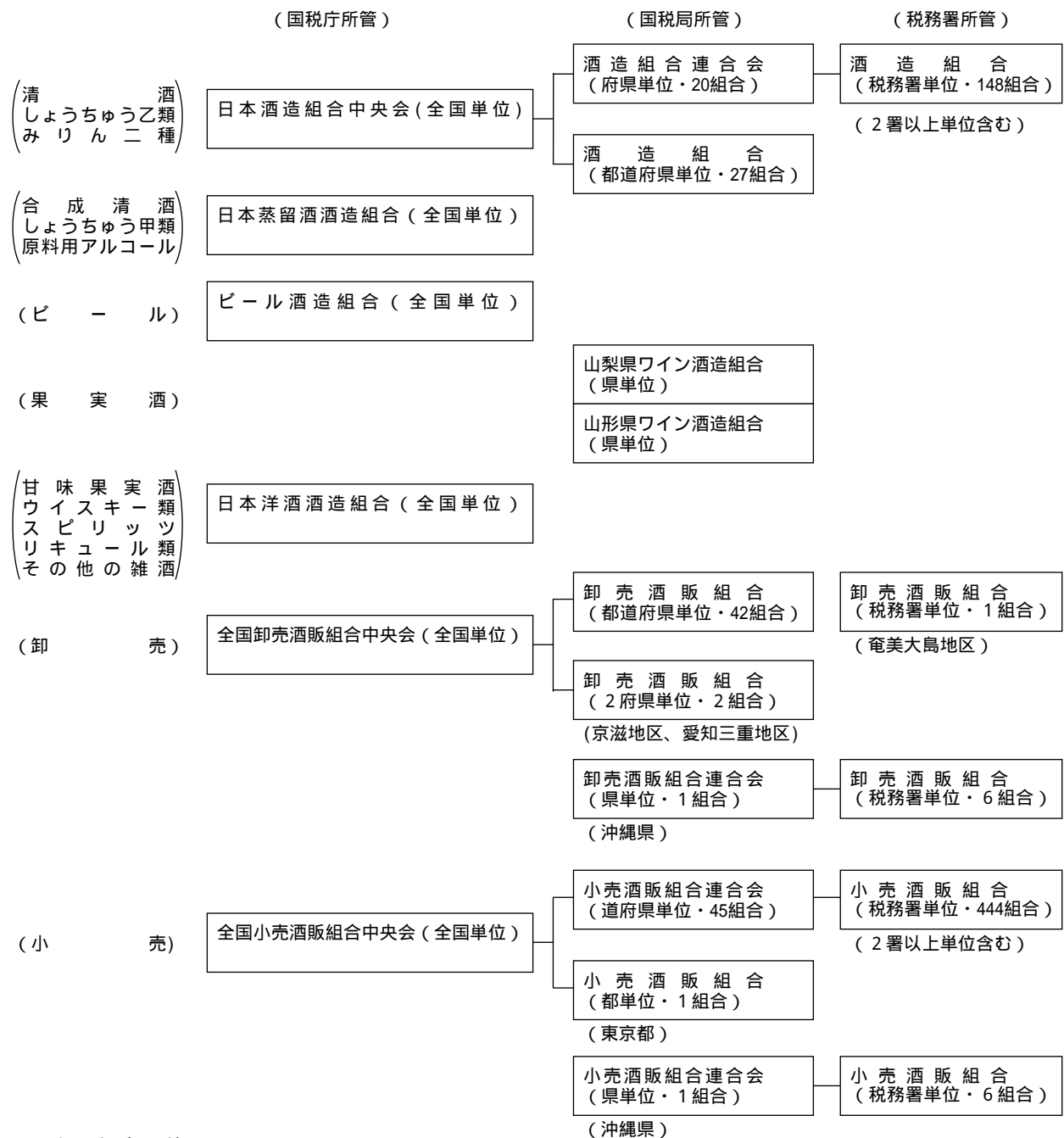
種類別		年度							
		平5	10	13	14	15	対5年度比	対10年度比	輸入 国産+輸入
		KL	KL	KL	KL	KL	%	%	%
清 酒		246	235	292	134	227	92.3	96.6	0.0
合 成 清 酒		0	7	6	0	0	-	-	0.0
しち よゆ	甲 類	7,998	43,050	70,738	79,096	80,613	1,007.9	187.3	13.6
	乙 類	61	147	193	590	1,655	2,713.1	1,125.9	0.4
うう 計		8,059	43,197	70,931	79,686	82,268	1,020.8	190.4	7.7
みりん		0	0	767	767	867	-	-	0.8
ビール		120,461	68,567	30,115	28,350	26,118	21.7	38.1	0.7
果酒 実類	果実酒	58,126	223,493	158,413	164,855	158,996	273.5	71.1	39.1
	甘味果実酒	2,892	3,368	3,666	3,868	3,443	119.1	102.2	29.4
	計	61,019	226,862	162,078	168,724	162,440	266.2	71.6	38.8
ウキ イ ス類	ウイスキー	43,182	31,408	23,167	23,492	19,615	45.4	62.5	16.9
	ブランデー	10,886	4,919	4,561	4,201	3,540	32.5	72.0	20.9
	計	54,066	36,327	27,729	27,693	23,156	42.8	63.7	17.4
スピリッツ類		5,164	7,957	8,736	9,202	8,831	171.0	111.0	14.4
リキュール類		4,824	7,816	14,007	16,112	17,903	371.1	229.1	2.8
雑酒	発泡酒	588	21,518	43,340	45,186	38,409	6,532.1	178.5	1.5
	粉末酒 その他の雑酒	4,242	6,478	8,245	9,066	9,444	222.6	145.8	14.8
	計	4,831	27,996	51,587	54,251	47,853	990.5	170.9	1.8
合 計		258,671	418,964	366,250	384,919	369,663	142.9	88.2	3.7

(注) 本表は、「酒税課税高等報告書」による。

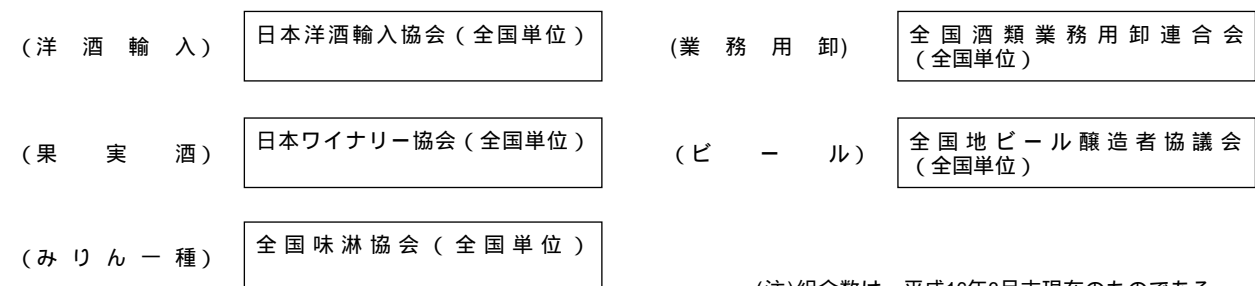
別添7

34 酒類業組合等構成図表

(1) 酒類業組合法に基づく組合



(2) 主な任意団体



(注)組合数は、平成16年3月末現在のものである。